◇地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令

（政令第一三一号）（総務省）

一　地方財政法施行令の一部改正関係

臨時財政対策債の発行可能年度を令和五年度から令和七年度までとすることに伴い、標準財政規模の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第九条～第一六条関係）

二　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正関係

臨時財政対策債の発行可能年度を令和五年度から令和七年度までとすることに伴い、不同意団体が特例的に地方債を発行できる場合を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第四条～第七条関係）

三　施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三二号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　所得割の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合における一定の純損失の金額及び雑損失の金額の繰越期間を三年から五年に延長する特例措置について、細目を定めることとした。（第七条の九、第七条の一二、第七条の一三の四、第四八条の三、第四八条の五の四、第四八条の七、附則第四条、第四条の二関係）

(二)　特定株式会社が発行した設立特定株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象となる所得割の納税義務者が満たすべき要件を定める等所要の措置を講ずることとした。（附則第一八条、第一八条の六関係）

2　事業税

(一)　法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を適用するための必要な読替えに係る規定を削除することとした。（第二〇条の三関係）

(二)　収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源としての価値を有することを証する一定のものを購入した場合（電気事業法に規定する卸電力取引所を介して自らが販売を行ったものを購入した場合を含む。）であって、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う一定の場合における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額を追加する措置について、非化石電源の範囲に水素・アンモニア・ＣＣＳ火力由来の電源を追加するための規定の整備を行うこととした。（第二二条関係）

(三)　個人の事業税の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合における一定の損失の金額の繰越期間を三年から五年に延長する特例措置について、細目を定めることとした。（第三五条の三の七関係）

(四)　電気供給業を行う法人の各事業年度の収入金額から控除する収入金額を、次に掲げる収入金額とすることとした。（附則第六条の二関係）

(1)　電気供給業を行う法人が他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行うときにおける当該電気供給業を行う法人が当該託送供給に係る料金として当該他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

(2)　電気供給業を行う法人が配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、一般送配電事業者の供給区域内において電気事業法に規定する託送供給を行い、かつ、当該一般送配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うときにおける、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業に係る定期支払額として当該一般送配電事業者に対して支払うべき一定の金額に相当する収入金額

(3)　電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合において、配電事業者が当該電気供給業を行う法人の供給区域内において電気事業法に規定する託送供給を行い、かつ、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うときにおける、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業者に対して支払うべき一定の金額に相当する収入金額

3　不動産取得税

(一)　国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下「博覧会」という。）への参加者が取得する博覧会の会場内において博覧会の用に供する一定の家屋に係る非課税措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第六条の一七関係）

(二)　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる認定事業のうち事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものの事業区域の面積の要件を原則一ヘクタール以上とすることとした。（附則第七条関係）

(三)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置について、その対象となる貸家住宅の床面積の要件を一六〇平方メートル以下（改正前一八〇平方メートル以下）とすることとした。（附則第七条関係）

(四)　不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる資産に保育所を追加し、その対象となる資産から劇場を除外することとした。（附則第七条関係）

(五)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置について、その対象となる事業所の細目規定を廃止することとした。（附則第九条関係）

(六)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置について、その対象となる貸家住宅の床面積の要件を一六〇平方メートル以下（改正前一八〇平方メートル以下）とすることとした。（附則第九条の二関係）

4　軽油引取税

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊が行う軽油の引取りに対する課税免除の特例措置の対象から、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律により道路運送車両法の規定が適用されない自動車を除外することとした。（附則第一〇条の二の二関係）

5　固定資産税及び都市計画税

(一)　博覧会への参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一〇条の四関係）

(二)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる事業所等の細目規定を廃止することとした。（附則第一一条関係）

(三)　電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充塡するための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の二分の一（原則六分の五）とする大規模な設備の取得価額の要件を五億円以上とすることとした。（附則第一一条関係）

(四)　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直すこととした。（附則第一一条関係）

(1)　その対象となる認定事業のうち事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものの事業区域の面積の要件を原則一ヘクタール以上とすることとした。